

岐阜県公報

目 次

告 示

関都市計画の変更	(都 市 政 策 課)	四三三 ^{ページ}
中津川都市計画の変更	(同)	四三三
美濃都市計画の変更	(同)	四三四
恵那都市計画の変更	(同)	四三四
可児都市計画の変更	(同)	四三四
高富都市計画の変更	(同)	四三四
関ヶ原都市計画の変更	(同)	四三五
御嵩都市計画の変更	(同)	四三五

告 示

岐阜県告示第三百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和二年八月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
- 二 都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 三 都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所

岐阜県告示第三百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和二年八月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

令和二年八月二十五日

- 一 都市計画の種類及び名称
中津川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課並びに中津川市リニア都市政策部都市建築課

岐阜県告示第百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和二年八月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
美濃都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課並びに美濃市建設部都市整備課

岐阜県告示第百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和二年八月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
恵那都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課並びに恵那市建設部都市住宅課

岐阜県告示第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和二年八月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
可児都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課並びに可児市建設部都市計画課

岐阜県告示第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和二年八月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
高富都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課並びに山県市まちづくり・企業支援課

岐阜県告示第三百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和二年八月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
関ヶ原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課並びに関ヶ原町産業建設課

岐阜県告示第三百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和二年八月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
御嵩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課並びに可児市建設部都市計画課、御嵩町建設課

令和二年八月二十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社